

みなさまとともに 2018新井しんきんの現況



ARAI SHINKIN REPORT 2018



新井信用金庫



■新井信用金庫の現況

目 次

ごあいさつ	2
経営方針	3
事業運営の考え方	4～5
地域貢献・地元と共に	6～8
主な事業の内容	9～11
平成29年度の事業概況	12
データで見る最近の業績	13～29
自己資本の充実の状況等	30～35
役職員の報酬体系	36
監査報告	37
地域密着型金融推進計画の進捗状況	38
地域金融円滑化の取組み	39
総代会制度	40
組織図・役員	41
当金庫の沿革	42
営業地域・店舗等のご案内	43
信金法施行規則第132条同135条及び金融再生法第7条、 同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目	44

ごあいさつ



さわやかな新緑の季節を迎え、皆様には、益々ご清栄のことと、お慶び申し上げます。

ここに第70期の事業概況と決算について、ご報告申し上げるに当り、平素当金庫の事業発展の為に、格別のご支援ご愛顧を賜り、有難く厚く御礼申し上げます。

さて当期の日本経済は、デフレ脱却と強い経済の実現を目指す「アベノミクス」による積極的な公共投資や、海外景気の持ち直しによる外需を下支えとして、大企業を中心とした企業収益が堅調に推移するとともに、雇用・所得環境の改善が進むなど、緩やかな回復基調が続いております。

一方足元の経済に目を移せば、高齢化や人口減少等の構造的な問題に加え、後継者不足による事業承継問題や人手不足が深刻化しており、又景気回復の実感が乏しいことを背景に個人消費や設備投資は力強さを欠き、依然として足踏み状態が続いております。特に地域経済の担い手である中小企業の多くは、地域・業種によって温度差はあるものの、原材料価格の変動、売上げ不振といった逆境にさらされ、総じて厳しい状況が続いております。こうした中、足元では新幹線開業効果や大型リゾート施設の開業、インバウンド需要の盛り上がり等の経済効果が期待されておりますが、いずれも限定的なものとなっております。

景気の先行きについては、トランプ政権の保護主義的政策運営や欧州債務危機の再発懸念、英国のEU離脱の影響、中東・北朝鮮情勢といった地政学リスクの高まりなど、先行きの不透明感が根強く、日本経済にとってもマイナスの影響も懸念されるところです。更に日本銀行が実施しております超金融緩和政策により歴史的な低金利水準が長期化している中で、貸出金利や運用利回りの一段の低下をもたらしており、収益環境はかつてないほどの厳しい状況が続いております。

このような中、当金庫では、「自ら考え、行動しよう」を今年度のテーマに、各店でアンケートによるお客様のニーズの変化の把握やQC活動の展開による更なる業務の改善・効率化に取組みました。一方金融商品としては、懸賞金付定期預金「よろこび」、定期積金「がんばる家族」・「旅行友の会」・「夢わくわく積金」・「信友会」や事業資金向け「創業支援資金」や新設の「企業成長支援資金」、個人向けの各種ローン、新設の「フリーローン」を取扱い、多くの皆様にご利用頂きました。また、企業経営者向けに優良企業視察や経営セミナーを開催、にいがた産業創造機構や業界の商談会への出店の支援によるビジネスマッチングにも努めてまいりました。また、地方自治体による地方版総合戦略に連携して取組むことに加え、商工会議所、日本政策金融公庫と連携し創業セミナーを開催し、創業の支援にも積極的に取組みました。

お蔭様で会員皆様方の力強いご支援の下に、役職員一同、精進を重ねてまいりました結果、預金は期末残高1,048億円、貸出金は期末残高404億円とすることが出来ました。一方収益面では、資金需要の低迷や低金利等、運用難の中、合理化、効率化を図り、経営体質の一層の強化と資産の健全化に努め、業務純益249百万円、不良債権に対する償却・引当に万全を期し、当期純利益は98百万円となりました。また、今期の出資配当率は3%とし、自己資本比率は15.13%となりました。これひとえに会員皆様方の変わらぬご支援、ご協力の賜ものと、深く感謝申し上げます次第でございます。

少子高齢化や人口減少という潜在成長力の伸び悩みが懸念される中、地域活性化、地方創生に向けての取組みが喫緊の課題となっており、政府の推進する成長戦略による地方創生への取組みや新たな財政出動により、経済の好循環の波が早期に地方に広がってくることを期待しています。

当金庫は各団体との連携を更に進め、創業支援、事業支援等への積極的な取組みやコンサルタント機能の充実・強化に努めてまいります。かつてない低金利環境が長期化し、経営環境も更に厳しくなる中で更なる効率化を進め財務基盤の強化に取組んでいきます。

おかげ様で当金庫は平成30年には昭和23年創業以来70周年を迎えます。ここに改めて、信用金庫の経営基本理念であります(1)中小企業の健全な発展(2)豊かな家庭生活の実現(3)地域社会繁栄への奉仕を想起し、「会員並びに地域の皆様方の要望、信頼に応えうる金融機関」として使命達成の為に、役職員一同更に精進をしてまいります。

何卒、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。

平成30年7月

新井信用金庫

理事長 鴨井文夫

経営方針

■経営基本理念

○中小企業の健全な発展

○豊かな家庭生活の実現

○地域社会繁栄への奉仕

当金庫は「地域金融機関」としての認識のもとに、上記の使命を果たすべく努力を重ねてまいります。

■経営計画

1. 経営基盤の充実強化

2. 強靱な収益体質の構築

3. 金融機能の強化

4. 変革に対応しうる人材の育成

当金庫では、経営基本理念に基づき使命を果たしていく為に、経営計画を策定しております。現在の経営計画に於ける重点項目は上記の4つです。信用金庫の独自性、専門性を追求し、発揮しながら、地元の皆さまのご要望にきめ細かくお応えすることにより実現してまいります。

当金庫の事業運営の考え方

●リスク管理体制について

金融の自由化の進展に伴い、経営全般に亘りさまざまなリスクが生じ、金融機関にとって、リスク管理の徹底が重要課題となっております。こうした中で当金庫では、リスク全体を総合的に管理する体制の整備をめざし、基本方針、規程の整備、管理手法の研究、人材の養成等に取り組んでおります。又、万が一損失が発生した場合、それを最終的に吸収する役割を担う自己資本の充実に努めております。

資産の調達、運用については、金利の変動状況等調査把握し、ALM委員会で先行きの金利の見通し等検討し、資産・負債を総合的に管理することにより、一層の経営体質の強化、健全経営に努めております。

貸出資産の健全性を堅持するために審査部と管理部を充実強化し、常に融資の原則に基づいた運営ができるように、厳正な審査、管理体制をとっております。

尚、資産の査定については、管理部に資産査定課を設けると共に、資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。

又、監査室を設け、内部検査等を通じて事務レベルの向上、事故防止体制の確立を図ると共に、コンプライアンス体制が有効に機能しているか、統合的なリスク管理体制が適切かつ有効であるか等検討し指導することにより経営の健全化に努めております。

●法令遵守体制について

当金庫は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めていますが、特に法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない公正な業務運営に努めております。

法令遵守の体制として、総務部内に倫理・法務室を設けると共に、コンプライアンス委員会を組織しコンプライアンス基本綱領、マニュアル・プログラム等整備し、監査室とも連携しながら定期的にチェックして徹底を図っております。

●貸出運営についての考え方

貸出運営については、「地元からお預かりした資金は、地元へ安定供給する。」という社会的使命を基本に、地元中小企業や個人から地方公共団体まで地域の幅広い資金ニーズに迅速、的確にお応えし、地域金融の円滑化に努めております。特に地域経済の発展と活性化を図るべく、資金需要に対しては積極的に対応しております。又、地域のさまざまな情報を収集しながら安易な大口融資を避け、特定業種や特定先に偏ることのない小口多数取引を中心に、お客様の立場に立った健全な資金需要を提案し、お客様の信頼にお応えしていきたいと考えております。

●金融商品に関する勧誘方針

当金庫では、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択、購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫では、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実、公正な勧誘を心がけ、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 店舗内での勧誘については所定の営業時間内、訪問・電話による勧誘については午前8時から午後8時までといたします。ただし、事前にお客様からのご了解を頂いている場合をのぞきます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

当金庫の事業運営の考え方

●反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

●個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

●金融ADR制度への対応

・苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページで公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は43ページ参照）または下記本店営業部にお申し出ください。

・紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に下記本店営業部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等や、新潟弁護士会示談あっせんセンター（電話：025-222-5533）にお取次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会等に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば東京以外の弁護士会において、東京以外の弁護士とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫本店営業部」にお尋ねください。

【苦情・個人情報に関する相談窓口】

新井信用金庫 本店営業部

住 所：〒944-8601 新潟県妙高市栄町2番3号

電話番号：0255-72-3101 FAX：0255-73-7158

Eメール：araisk@crocus.ocn.ne.jp

地域貢献・地元と共に

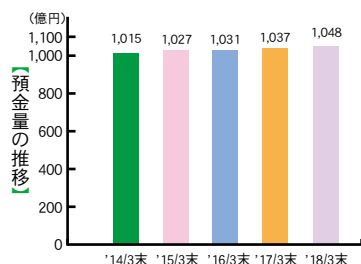
新井信用金庫と地域社会 ～地域社会の活性化をめざして～

■当金庫の地域経済活性化への取組について

当金庫は、地元の中小企業者や、住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。地元のお客様からお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取組んでおります。

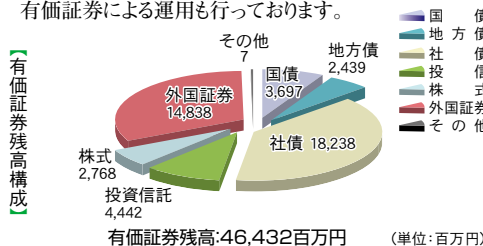
★お客様の預金について★

当金庫の30年3月末の預金積金残高は1,048億円です。お客さまからお預かりした大切な証であります。お客様の大切な財産の運用を安全に、確実に、気軽にご利用いただけるように、また、目的や期間に応じて選択いただけますよう各種預金を取り揃えております。なお、取扱っている商品については、9～11ページをご覧ください。



★ご融資以外の運用について★

当金庫はお客様の預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。



新井信用金庫

預金積金／出資金(会員数 7,563 人、出資金残高【202 百万円】)

当金庫の営業エリアは新潟県の南端に位置し、隣接する長野県の一部を含め4市1町からなり妙高市に本店を置いております。営業店は新井・頸南地域を中心に本店を含め12店舗を展開しております。(43ページをご覧ください。)

★今期の決算について★

平成29年度の決算では、お陰様で会員皆様方の力強いご支援のもとに役職員一同精進を重ねてまいりました結果、預金積金では、期末残高1,048億円、貸出金では期末残高404億円とすることができました。収益面では、資金需要の低迷や、運用難のなか、一段の合理化、効率化を図り、経営体質の一層の強化と資産の健全性に努め、業務純益は249百万円、不良債権に対する償却、引当に万全を期し、経常利益は301百万円、当期純利益98百万円となりました。また、金融機関の健全性を示す自己資本比率は国内基準の4%を大きく上回る15.13%となっております。

お客様／会員

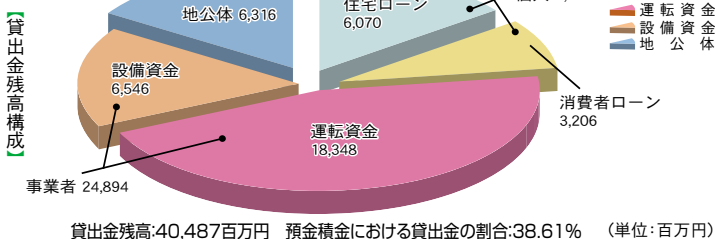
ご融資／支援サービス

★地域のお客様へのご融資について★

当金庫では、預金者に対する責任に応えるべく、出資者である会員の皆様へのご融資を基本として、地元中小企業の健全な発展と地域社会の繁栄に向けて、多数者利用の原則に基づく融資を心掛けております。

【貸出の運営方法】

- ①地域に貢献する中小企業に対して積極的に支援します。
- ②大口に偏重することなく、多数のお客様にご利用いただける様に徹底し、信用リスクを分散いたします。
- ③業種の片寄りを可能な限り是正し、バランスのとれた運用を行います。



★中小企業の経営の改善及び地域の活性化の為の取組の状況★

- ①地域企業を支援するため、「経営改善支援室」が支店と協力して訪問やコンサルティングを行って、お客様の身近なパートナーとして「経営相談」や「経営改善計画」に基づいた経営支援に取り組んでおります。
- ②金融円滑化法の期限到来後においても従前と変わらず「地域金融円滑化の基本方針」のもと、地域のお客様への安定した資金供給は当金庫の重要な社会的使命であると認識し、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握し、これまでと同様にその改善に真摯に取り組んでおります。
- ③「上越地域連携プラットフォーム」に参加しており、創業・新規事業に向け無担保で第三者保証不要の創業サポートローン、ビジネスサポートローン、地域協調サポートローンなどと商工会議所・商工会との連携による経営改善や創業資金の融資の取扱いにより、中小企業の支援に努めております。
- ④日本政策金融公庫・地元地公体・地元団体と連携し、地域振興、地域の活性化への取組みも行っております。
- ⑤「新井信金ビジネスクラブ」「若手経営者新信会」を組織し、情報の提供、勉強会、セミナー、優良企業視察、商談会などを通じて様々なサービスの提供をしております。
- ⑥北陸新幹線開業後の交流人口増加にむけての取組みや対策の提案を行っております。

●白ゆり信友会旅行

平成29年6月20日・21日、白ゆり信友会「『和・洋・中』バトル・ザ・シェフ食の競宴！那須温泉の旅」を実施し、大変楽しい旅行となりました。



●あらいまつり参加

平成29年8月5日、第44回あらいまつりの大民謡流しに参加。また、前日祭では、水合戦に2チームが参加し、1チームが特別賞を受賞しました。

●文化講演会

平成29年8月21日、新井ふれあい会館に小説家・随筆家・タレントの室井佑月氏を迎え、文化講演会を開催し、大好評を博しました。



●新潟県安全運転管理者協会「顕彰」

当金庫の長年の交通安全立哨と積極的かつ効果的な安全運転管理の推進に対して、「新潟県交通安全対策連絡協議会長表彰」を受賞しました。

●年金友の会ゲートボール大会

平成 29 年 10 月 12 日新井しんきん年金友の会ゲートボール決勝大会が、新井市民の広場で開催されました。

☆優勝 糸魚川 ひすいチーム
☆準優勝 板倉 稲増チーム
☆三位 黒姫 熊坂チーム



●白ゆり信友会洋食マナー

◀平成 29 年 10 月 25 日・26 日に赤倉観光ホテルにおいて、洋食マナー講習会を開催しました。

●年金友の会

平成 29 年 11 月 13 日～17 日に赤倉温泉・赤倉セントラルホテルにて、親睦会を開催しました。



●シニア新信会・若手経営者新信会合同講演会

◀シニア新信会・若手経営者新信会は平成 29 年 12 月 5 日に合同で、元・日経トレンディ編集長で商品ジャーナリストの北村 森氏を講師に迎え『「モノが売れない時代」の商品アピール術！～売れる・売れないの分岐点』をテーマに講演会を開催しました。

●懸賞金付定期預金「よろこび」抽選会

平成 30 年 3 月 16 日、第 46 回懸賞金付定期預金「よろこび」(平成 29 年 4 月 1 日から 9 月 30 日に募集)の抽選会を本店ホールにて厳正に行いました。



主な預金のご案内

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金、外貨預金等を取り扱っております。

○ 総合口座

貯める、使う、借りるが一冊の通帳で全てかなう便利な仕組みです。普通預金に定期預金をセットしておけばイザというとき定期預金の90%、最高300万円まで自動融資が受けられます。暮らしの安心がぐんとアップします。

○ 普通預金

お手元に現金を置くのは無用心。出し入れ自由。自動支払、自動受取などにお気軽にご利用いただけます。

※決済用普通預金

無利息ですが全額保護（恒久措置）されます。

○ 貯蓄貯金

口座開設時の預入額が10万円以上で金利は階層別に10万円未満、10万円以上、30万円以上、50万円以上、100万円以上で適用します。

普通預金との間で資金を移動させるスウィングサービスの取扱いもしています。

利殖と貯蓄に便利です。

○ 定期預金

■ スーパー定期預金

おなじみの1カ月、3カ月、6カ月、1年、2年、3年、4年、5年コースがあります。

満期日指定コースも1カ月超5年未満までになり、ますます便利にご利用いただけます。身近な金額からはじめられる自由金利プランです。ライフステージにあわせてお預け入れください。

■ 大口定期預金

1,000万円以上の大口資金の高利回り運用にご利用いただけます。

預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。

■ 期日指定定期預金

最長預入期間は3年で、1年間の据置期間を経過すればいつでも払い戻すことができる預金です。一般に利率は預入期間に応じて1年以上2年未満と2年以上3年以下の2段階で設定され、預入期間が長くなるほど利回りが有利になります。

■ 変動金利定期預金

6カ月ごとに金利が変更される預金です。身近な額からスタートできる便利で頼もしいプランです。当金庫の設定する金利でタイムリーな運用をどうぞ。「単利型」と「複利型」がございます。

■ 懸賞金付定期預金「よろこび」

スーパー定期(10万円以上300万円以下)の1年ものの自動継続です。定期預金10万円につき1本の懸賞金抽選権が付きます。

■ 年金優遇定期預金「ふくふく」

当金庫で年金をお受取りになっているお客様と新たに当金庫で年金受取を開始されるお客様が対象です。スーパー定期1年もので、預入限度額はお一人様200万円までです。店頭表示金利プラス0.30%。

(平成30年6月末日現在)

■ 相続定期預金

相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金をお預けいただける個人のお客様が対象です。100万円以上、相続金額の範囲内。スーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示金利プラス0.20%。

(平成30年6月末日現在)

○ 財形貯蓄

働く皆さまの財産づくりの決定版。積立金はお給料やボーナスから天引預入されますから、確実にまとまったお金を貯めることができます。財形年金預金、財形住宅預金は両貯蓄の元本合算で550万円まで非課税の特典が生かれます。

○ 定期積金

結婚、教育、住宅、旅行など目標に向けてコツコツ積立て満期日には、まとまったお金が受けとれる〈しんきん〉独自の計画貯蓄のエースです。

○ 当座預金

能率的で安全第一です。

お取引にはお忙しい皆様にかわって〈新井しんきん〉の小切手、手形がご利用いただけます。

○ 通知預金

7日以上ご入用のないまとまったお金の一時預け入れに有利です。

5,000円からお預かりし、お引き出しの2日前にお知らせいただく預金です。

主な事業の内容

充実のラインアップ

○ 納税準備預金

税金のお支払いに備える預金で預金利息は非課税です。税金納付以外の払出しについては非課税扱いには受けられません。

○ 預金保険制度（平成17年4月から）

- 決済用預金 全額保護（恒久措置）[当座預金・決済用普通預金] 等
- 一般預金 合算して元本1,000万円までとその利息等を保護[利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・貯蓄預金・通知預金・納税準備預金] 等
- 保護の対象外 [外貨預金] 等

事業資金融資のご案内

割引手形、手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。

◇ 商業手形割引

一般商業手形の割引をいたします。

◇ 手形貸付

仕入資金など短期運転資金をご融資いたします。

◇ 証書貸付

設備資金など長期資金が必要な時にご融資いたします。

◇ 事業者カードローン

事業に必要な設備資金、運転資金をスピーディーにご用立てする便利なカードです。

主なローンのご案内

◇ 住宅ローン

住宅の購入・新築・増改築・住宅用土地・マンションのご購入にご利用いただけます。35年以内

◇ 教育ローン

高校以上に進学するお子様の学資資金としてご利用いただけます。
1,000万円以内 10年以内

◇ カーライフローン

新車は勿論、中古車の購入、車検・保険費用、修理費用、車庫の建築・購入修理など全般にわたってご利用いただけます。
1,000万円以内 10年以内

◇ 一般個人ローン

より豊かなライフプランづくりや健康で文化的な生活を営むために必要な資金等、多目的にご利用いただけます。

500万円以内 10年以内

◇ ときめきローン

使いみち自由なフリーローン。（おまとめ資金・事業性資金も可）

500万円以内 10年以内

◇ 無担保住宅ローン

不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、住宅ローン借替資金、リフォーム資金等にご利用いただけます。

1,000万円以内 20年以内

◇ カードローン

カード一枚で必要なとき、いつでも簡単にご利用いただけます。

定期返済リボルビング方式で、30万円型・50万円型・100万円型と残高スライド定額リボルビング方式で、50万円型・100万円型・200万円型・300万円型・400万円型・500万円型があります。

内国為替業務

送金、振込及び代金取立等を取り扱っております。

外国為替業務

外国送金及び外貨預金の取次業務を行っております。
外国通貨の両替業務も行っております。

附 帯 業 務

- ・ 日本銀行歳入代理店
- ・ 地方公共団体の公金取扱業務
- ・ 独立行政法人住宅金融支援機構等の代理店業務
- ・ 信金中金等の代理貸付業務
- ・ 株式払込の受入業務
- ・ 保護預り及び貸金庫業務
- ・ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ・ 信金中金外貨定期預金の窓口販売
- ・ 保険の窓口販売
- ・ 国民年金基金加入申出受付業務
- ・ 確定拠出年金受付業務（取次）
- ・ スポーツ振興くじ当選金払戻業務

便利なサービスと楽しいサークルのご案内

○ しんきんキャッシュカード

全国各地の信用金庫の店舗や現金自動預払機（約13万台）でお支払いやお預入が出来る便利なカードです。ゆうちょ銀行やセブン銀行との提携により一層便利になりました。

○ しんきんVISAカード

国内外3,000万店、世界200カ国でのお買物はこのカード一枚でOK。
あなたの預金口座から25日～55日の後払いで自動的に支払われる便利なカードです。

○ しんきんテレホンバンキング

お客様が専用のフリーダイヤルに電話することで、残高照会や入金、口座振り込み、振り替えなどに応じるサービスです。

○ しんきんインターネットバンキング

インターネットを利用して、ご自宅のパソコンから振込、振替、残高照会、取引明細照会などができます。

○ 休日ローン相談サービス

- ・毎週日曜日に南支店にて住宅資金、カーライフローン、カードローン、教育ローン等の相談室をオープンしています。
- ・土曜、祝日には電話で各種ローンの相談にお応えいたします。

○ しんきんの自動支払いサービス

公共料金や税金など月々のきまったお支払いは自動振替で、又定額の振替や送金には定額自動送金制度が便利です。 簡単な一度の手続きでOK。

○ しんきんメールオーダーサービス

郵送でカンタンに普通預金、総合口座の開設、公共料金の自動振替ができる便利なサービスです。

◇ 新井しんきんヤングコアゆう

働く若者の資質の向上、生活設計のお手伝いをします。
ヤングコア・ゆう（定期積金）に加入することが入会の条件です。

○ 経営相談室

経営者の皆様に色々なお悩み事にお応えできるよう日々、努力しております。
意欲あふれる経営者の方々の「経営相談の場」を設けさせていただきました。
「財務」「法務」「経営戦略立案」「不動産活用」等専門のコンサルタントが無料でお応えいたします。

○ 年金相談室

わかっているようでわからない年金…。
専門の年金相談員がお一人お一人ていねいにわかり易く納得のいくまで、ご相談に応じます。
毎月1回第三水曜日。
南支店では毎月第二日曜日。

◇ 新井しんきん年金友の会

新井信用金庫に年金振込口座を指定することが加入の条件。
懇親会・かくし芸大会やゲートボール大会などの楽しい行事に参加できます。

◇ 白ゆり信友会

主婦等女性中心のサークルで毎年6・7月に一泊旅行、10月に洋食マナーの講習会が行われます。
暮れには「奥様便利帳」家計簿が無料配布されます。
白ゆり定積5,000円以上3年加入。

◇ 新井しんきん若手経営者新信会

若手経営者の親睦と研鑽の会で研修会、講演会、親睦旅行等の行事に参加できます。入会資格55才未満の経営者で新信会定積10,000円以上3年以上加入、年会費5,000円。

◇ 新井しんきんビジネスクラブ（ABC）

全国140余の金融機関と日本最大のコンサルティンググループのネットワークで、どんなご相談にもお答えします。
企業経営やご商売に関することなら、ちょっとしたことから専門的なことまで、どんな調査、相談にも応じます。年会費32,400円(税込)。

平成 29 年度の事業概況

■預金積金の状況

預金積金については、懸賞金付き定期預金「よろこび」や定期積金の「がんばる家族」、「旅行友の会」、「夢わくわく積金」、「信友会」等を取扱い、地域の皆様方への一層の金融サービスの提供に努めてまいりました。その結果、預金積金は期末残高で 1,118 百万円増加の 104,847 百万円、平均残高で 1,207 百万円増加の 104,332 百万円となりました。

■貸出金の状況

貸出金については、厳しい経済環境の中、地域の皆様のお役に立つべく、中小企業金融円滑化法終了後の対応の継続や、第三者保証、担保、経営者保証に依存しない融資の推進、新ローン商品「企業成長支援資金」、「創業支援ローン」、「空屋活用ローン」等を取扱うとともに、「住宅ローン」、「カードローン」、「カーライフプラン」、「教育ローン」、「ときめきローン」等の各種ローンについても推進を図り、地域の皆様方の資金需要に積極的に対応してまいりました。その結果、貸出金は期末残高で 356 百万円減少の 40,487 百万円、平均残高で 390 百万円増加の 38,977 百万円となりました。

■損益の状況

損益については、資金需要の低迷や、低金利等、運用難の中、一段の合理化、効率化を図り、経営体質の強化と資産の健全化に万全を期して取組んできた結果、業務純益 249 百万円、経常利益 301 百万円、当期純利益 98 百万円となりました。又、今期の出資配当率は 3%とし、自己資本比率は 15.13%となりました。



データで見る最近の業績

■主要な経営指標の推移

(単位：百万円)

決算期 主要項目	(66期) 平成25年度	(67期) 平成26年度	(68期) 平成27年度	(69期) 平成28年度	(70期) 平成29年度
自己資本 (純資産額)	6,595	7,073	6,816	6,618	6,609
預金積金残高	101,513	102,755	103,198	103,729	104,847
貸出金残高	40,744	40,762	40,313	40,843	40,487
有価証券残高	39,313	35,162	41,447	47,079	46,432
総資産額	108,928	110,517	110,340	110,713	111,827
経常収益	1,906	1,986	1,514	1,574	1,695
経常利益	151	283	43	326	301
当期純利益	91	120	16	106	98
単体自己資本比率(%)	15.58	15.98	16.20	15.93	15.13

(単位：百万円)

出資金総額	199	199	200	201	202
出資金総口数(千口)	399	399	400	402	404
出資に対する配当金	7	7	7	6	6
職員数(人)	111	118	117	120	112

● 預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
流 動 性 預 金	26,713	27,434
うち有利息預金	22,316	22,993
定 期 性 預 金	76,141	76,628
うち固定金利定期預金	68,799	69,159
うち変動金利定期預金	3	3
そ の 他 の 預 金	269	269
計	103,124	104,332
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	103,124	104,332

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
3. その他の預金 = 別段預金 + 納税準備預金

● 定期預金残高

(単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
定 期 預 金	68,039	68,091
固定金利定期預金	68,036	68,087
変動金利定期預金	3	3

■ 貸出金平均残高及び固定・変動金利区分別貸出残高

貸出金平均残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成28年度	平成29年度
割引手形	276	267
手形貸付	7,041	6,815
証書貸付	29,465	30,022
当座貸越	1,803	1,872
合 計	38,587	38,977

貸出金残高

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成28年度	平成29年度
固定金利貸出	31,911	31,890
変動金利貸出	8,931	8,597
合 計	40,843	40,487

■ 貸出金担保別残高及び債務保証見返額

貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成28年度	平成29年度
当金庫預金積金	1,542	1,352
有 価 証 券	6	—
動 産	—	—
不 動 産	6,800	6,743
そ の 他	345	348
小 計	8,694	8,444
信用保証協会・ 信 用 保 険	8,331	8,276
保 証	7,825	7,405
信 用	15,991	16,361
合 計	40,843	40,487

債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

年 度 区 分	平成28年度	平成29年度
当金庫預金積金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	38	35
そ の 他	—	—
小 計	38	35
信用保証協会・ 信 用 保 険	28	26
保 証	6	4
信 用	—	—
合 計	73	67

■ 貸出金使途別内訳

(単位：百万円、%)

年 度 区 分	平成28年度		平成29年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
運 転 資 金	28,335	69.4	27,870	68.8
設 備 資 金	12,507	30.6	12,616	31.2
合 計	40,843	100.0	40,487	100.0

貸出金業種別内訳

(単位：先. 百万円. %)

区 分 \ 年 度	平成28年度			平成29年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	42	1,727	4.2	39	1,561	3.9
農 業、林 業	12	125	0.3	8	114	0.3
漁 業	1	0	0.0	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	164	4,796	11.7	161	4,481	11.1
電気、ガス、水道、熱供給業	1	1	0.0	1	1	0.0
情 報 通 信 業	2	248	0.6	2	221	0.5
運 輸 業、郵 便 業	8	499	1.2	8	504	1.2
卸 売 業、小 売 業	109	3,513	8.6	103	3,081	7.6
金 融 業、保 険 業	9	4,340	10.6	11	5,090	12.6
不 動 産 業	25	2,049	5.0	25	2,051	5.1
物 品 賃 貸 業	1	1	0.0	1	1	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	8	204	0.5	7	168	0.4
宿 泊 業	71	4,525	11.1	68	4,586	11.3
飲 食 業	27	325	0.8	28	346	0.9
生活関連サービス業、娯楽業	18	310	0.8	16	294	0.7
教育、学習支援業	4	71	0.2	4	68	0.2
医 療、福 祉	24	1,854	4.5	23	1,903	4.7
その他のサービス業	52	631	1.5	47	415	1.0
小 計	578	25,228	61.8	552	24,894	61.5
地 方 公 共 団 体	4	6,555	16.0	4	6,316	15.6
個 人	2,999	9,059	22.2	2,890	9,276	22.9
合 計	3,581	40,843	100.0	3,446	40,487	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分 \ 年 度	平成28年度		平成29年度	
	期 末	期中平均	期 末	期中平均
預貸率	39.37	37.41	38.61	37.35

(注) 預貸率 = 貸出金 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

● 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円、%)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
資 金 運 用 収 支	1,256,136	1,273,427
資金運用収益	1,283,803	1,297,178
資金調達費用	27,667	23,750
役 務 取 引 等 収 支	66,732	60,688
役務取引等収益	114,015	107,497
役務取引等費用	47,283	46,809
そ の 他 業 務 収 支	72,797	5,340
その他業務収益	72,871	6,585
その他業務費用	74	1,244
業 務 粗 利 益	1,395,666	1,339,456
業 務 粗 利 益 率	1.29	1.22

(注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しておりますが、平成28年度、平成29年度の残高はありませんでした。

2. 業務粗利益率＝業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

● 資金運用・調達勘定平均残高・利息・利回り

区 分 \ 年 度	平均残高(百万円)		利 息(千円)		利回り(%)	
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
資 金 運 用 勘 定	107,791	109,304	1,283,803	1,297,178	1.19	1.18
うち貸出金	38,587	38,977	801,207	767,455	2.07	1.96
うち預け金	24,548	23,283	19,610	17,870	0.07	0.07
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	44,157	46,545	451,862	499,465	1.02	1.07
資 金 調 達 勘 定	103,153	104,359	27,667	23,750	0.02	0.02
うち預金積金	103,124	104,332	27,525	23,618	0.02	0.02
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	—	—	—	—	—	—
うちコマーシャルペーパー	—	—	—	—	—	—

(注) 資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しておりますが、平成28年度、平成29年度の残高はそれぞれありませんでした。

●総資金利鞘

(単位：％)

区 分 \ 年 度	平 成 2 8 年 度	平 成 2 9 年 度
資 金 運 用 利 回	1.19	1.18
資 金 調 達 原 価 率	1.12	1.09
総 資 金 利 鞘	0.07	0.09

●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	平 成 2 8 年 度			平 成 2 9 年 度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受 取 利 息	61,132	△ 53,375	7,557	31,168	△ 17,793	13,374
うち貸出金	△ 11,463	△ 60,349	△ 71,813	7,939	△ 41,691	△ 33,752
うち預け金	△ 5,643	△ 7,755	△ 13,398	△ 1,740	0	△ 1,740
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	85,810	7,313	93,123	24,969	22,633	47,602
支 払 利 息	246	△ 10,162	△ 9,916	△ 3,916	0	△ 3,916
うち預金積金	284	△ 10,129	△ 9,844	△ 3,906	0	△ 3,906
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 33	△ 33	△ 67	—	—	—

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

●総資産利益率

(単位：％)

区 分 \ 年 度	平 成 2 8 年 度	平 成 2 9 年 度
総資産経常利益率	0.29	0.27
総資産当期純利益率	0.09	0.08

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

■商品有価証券平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券期末残高・平均残高

(単位：百万円)

区 分		平成28年度		平成29年度	
		期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	3,955	3,292	3,697	3,940
	小 計	3,955	3,292	3,697	3,940
地 方 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,539	2,413	2,439	2,330
	小 計	2,539	2,413	2,439	2,330
公 社 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	2,698	3,170	1,415	1,982
	小 計	2,698	3,170	1,415	1,982
金 融 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	6,728	6,977	4,614	5,513
	小 計	6,728	6,977	4,614	5,513
事 業 債	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	11,545	10,204	12,208	12,046
	小 計	11,545	10,204	12,208	12,046
株 式	その他の目的	2,519	2,014	2,768	2,308
	小 計	2,519	2,014	2,768	2,308
外 国 証 券	満期保有目的	9,204	9,232	9,003	8,917
	その他の目的	3,817	3,153	5,835	5,082
	小 計	13,021	12,386	14,838	13,999
その他の証券	満期保有目的	—	—	—	—
	その他の目的	4,072	3,697	4,449	4,424
	小 計	4,072	3,697	4,449	4,424
計	満期保有目的	9,204	9,232	9,003	8,917
	その他の目的	37,875	34,924	37,428	37,628
	合 計	47,079	44,157	46,432	46,545

■預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分		平成28年度	平成29年度
預証率	期 末	45.38	44.28
	期中平均	42.81	44.61

(注) 預証率 = 有価証券 ÷ (預金積金 + 譲渡性預金) × 100

■金 銭 の 信 託

該当する取引はありません。

有 価 証 券

1. 満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	2,004	2,089	85	1,103	1,181	78
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	7,200	6,951	△248	7,900	7,668	△231
合 計		9,204	9,041	△163	9,003	8,849	△153

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

2. その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成28年度			平成29年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,020	1,643	377	2,080	1,662	417
	債 券	21,173	20,807	365	20,157	19,787	369
	国 債	1,974	1,895	79	2,209	2,142	67
	地方債	2,539	2,366	172	2,439	2,282	156
	社 債	16,659	16,545	113	15,507	15,362	145
	外国証券	660	655	5	3,078	3,057	20
	その他	514	507	7	118	107	11
	小 計	24,369	23,613	755	25,434	24,615	818
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	482	503	△20	672	739	△66
	債 券	6,293	6,385	△92	4,217	4,243	△26
	国 債	1,981	2,055	△73	1,487	1,505	△18
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4,312	4,330	△18	2,730	2,737	△7
	外国証券	3,156	3,199	△43	2,756	2,820	△63
	その他	3,557	3,755	△198	4,330	4,735	△405
	小 計	13,489	13,845	△355	11,977	12,539	△561
合 計		37,859	37,459	400	37,412	37,155	257

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、投資信託等です。
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

区 分	年度	平成28年度 貸借対照表計上額	平成29年度 貸借対照表計上額
その他有価証券		16	16
非上場株式		16	16
その他の証券		—	—

4. 有価証券の残存期間別残高（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

平成28年度	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
区 分									
国 債		301	—	—	1,672	—	1,981	—	3,955
地 方 債		89	288	324	324	487	1,025	—	2,539
社 債		6,421	4,117	5,458	3,761	1,214	—	—	20,972
株 式		—	—	—	—	—	—	2,519	2,519
外国証券		200	398	1,487	—	2,783	8,152	—	13,021
その他の証券		—	—	193	266	3,247	—	364	4,072
合 計		7,011	4,803	7,464	6,025	7,732	11,159	2,883	47,079

平成29年度	残存期間	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
区 分									
国 債		—	—	1,659	—	—	2,037	—	3,697
地 方 債		125	323	323	323	484	859	—	2,439
社 債		1,510	5,763	4,670	4,093	1,596	603	—	18,238
株 式		—	—	—	—	—	—	2,768	2,768
外国証券		200	1,206	603	1,500	2,483	8,844	—	14,838
その他の証券		—	—	246	372	2,910	—	919	4,449
合 計		1,836	7,293	7,504	6,289	7,475	12,344	3,688	46,432

●貸借対照表

(単位：千円)

科 目	金 額		科 目	金 額	
	第 6 9 期 (平成29年3月31日現在)	第 7 0 期 (平成30年3月31日現在)		第 6 9 期 (平成29年3月31日現在)	第 7 0 期 (平成30年3月31日現在)
現 金	2,487,982	2,586,326	預 金 積 金	103,729,680	104,847,982
預 け 金	20,320,684	22,426,895	当 座 預 金	1,494,600	1,657,341
有 価 証 券	47,079,921	46,432,254	普 通 預 金	25,767,892	26,803,189
国 債	3,955,730	3,697,320	貯 蓄 預 金	208,913	213,416
地 方 債	2,539,279	2,439,636	通 知 預 金	—	—
社 債	20,972,168	18,238,038	別 段 預 金	952,055	620,253
株 式	2,519,182	2,768,801	納税準備預金	12,379	14,889
投 資 信 託	4,064,727	4,442,404	定 期 預 金	68,039,828	68,091,525
外 国 証 券	13,021,560	14,838,806	定 期 積 金	7,254,011	7,447,366
その他の証券	7,272	7,247	借 用 金	—	—
貸 出 金	40,843,020	40,487,710	そ の 他 負 債	171,886	195,537
割 引 手 形	304,091	275,291	退職給付引当金	65,573	51,817
手 形 貸 付	7,907,568	7,201,574	役員退職慰労引当金	40,717	50,902
証 書 貸 付	30,375,235	30,861,295	その他の引当金	13,515	4,626
当 座 貸 越	2,256,125	2,149,549	債 務 保 証	73,387	67,101
そ の 他 資 産	702,355	702,371	負債の部合計	104,094,760	105,217,967
有形固定資産	412,723	395,103	出 資 金	201,157	202,486
無形固定資産	12,965	12,939	普 通 出 資 金	201,157	202,486
繰延税金資産	373,750	326,863	利 益 剰 余 金	6,127,869	6,220,703
債務保証見返	73,387	67,101	利 益 準 備 金	200,417	201,157
貸 倒 引 当 金	△ 1,593,745	△ 1,610,248	そ の 他 利 益 剰 余 金	5,927,452	6,019,545
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,417,316)	(△ 1,450,771)	特 別 積 立 金	5,758,380	5,858,380
			未処分剰余金	169,071	161,164
			当 期 純 利 益	106,559	98,843
			会 員 勘 定 合 計	6,329,027	6,423,189
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	289,256	186,161
			純資産の部合計	6,618,284	6,609,350
資産の部合計	110,713,044	111,827,318	負債及び純資産の部合計	110,713,044	111,827,318

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10 年～50 年 その他 3 年～20 年

4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査室（資産監査部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,110 百万円であります。

7-1. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成 27 年 3 月 26 日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

7-2. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（平成 29 年 3 月 31 日現在）

年金資産の額	1,634,392 百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
と最低責任準備金の額との合計額	1,793,308 百万円
差引額	△ 158,915 百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（平成 29 年 3 月分）

0.0994%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 214,616 百万円、及び別途積立金 55,700 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 18 百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支給に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

12. 理事及び監事に対する金銭債権総額は 7 百万円であります。

13. 有形固定資産の減価償却累計額は 1,417 百万円であります。

14. 貸出金のうち、破綻先債権額は 325 百万円、延滞債権額は 2,145 百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

15. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
16. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は274百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
17. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,745百万円であります。
 なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
18. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は275百万円であります。
19. 為替決済取引の担保として信金中金定期預金1,800百万円を、日銀共通担保貸出及び歳入代理店の担保として有価証券519百万円を、また、妙高市出納事務取扱の保証金として現金2百万円を、上越市公金収納事務取扱の保証金として現金1百万円をそれぞれ差し入れております。
20. 出資1口当たりの純資産額は16,320円47銭であります。
21. 金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針
 当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
 このため、金利変動等による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク
 当金庫が保有する主な金融資産は、貸出金、有価証券、預け金です。
 貸出金は、主として事業地区内のお客様に運転資金や設備資金としてご利用頂いております。有価証券は、主に債券や株式等であり、満期保有目的、純投資目的で保有しております。預け金は、定期預金が大半であり、その他は資金決済用の普通預金等であります。
 これらは、それぞれ信用リスク、金利変動リスク、市場価格変動リスクに晒されております。
 一方、金融負債は主にお客様からの預金積金であり、流動性リスク、金利変動リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ① 信用リスクの管理
 当金庫は、貸出金に関する諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、定期的に経営陣によるALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
 さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしております。
 また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、企画部市場リスク管理課において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理を行っております。
 - ② 市場リスクの管理
 - (i) 金利リスクの管理
 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
 ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 日常的には企画部市場リスク管理課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会へ報告しております。
 - (ii) 為替リスクの管理
 当金庫は、為替の変動リスクについて定期的に為替感応度を把握し、月次ベースでALM委員会に報告しております。
 - (iii) 価格変動リスクの管理
 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。
 このうち、経理部が行う市場運用については企画部市場リスク管理課が、事前審査、投資限度の確認のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
 当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、投資対象先の経営環境や財務状況などを定期的にモニタリングしています。
 これらの情報は企画部市場リスク管理課を通じ、ALM委員会へ定期的に報告されております。
 - (iv) 市場リスクに係る定量的情報
 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。
 当金庫では、これらの金融資産及び金融負債のうち、有価証券については、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を、また、有価証券以外の金融商品については、それぞれの金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、市場金利が一律2%上昇した場合に受ける時価の変動額を市場リスク量とし、金利変動リスクの管理についての定量的分析に利用しております。
 なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、有価証券については99パーセンタイル値を用い、有価証券以外の金融商品については指標となる金利が2%上昇したものと想定した場合の時価は、当事業年度末現在、1,500百万円減少するものと把握しております。
 当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の算定方法については(注1)参照。)なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	22,426	22,443	16
(2) 有価証券	46,415	46,262	△153
満期保有目的の債券	9,003	8,849	△153
その他有価証券	37,412	37,412	—
(3) 貸出金(*1)	40,487		
貸倒引当金(*2)	△1,610		
	38,877	39,824	947
金融資産計	107,720	108,530	809
(1) 預金積金(*1)	104,847	104,849	1
金融負債計	104,847	104,849	1

(*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引証券会社から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の金額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額。

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を残存期間に基づく区分ごとに市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算定結果を時価に代わる金額として記載しております。

その割引率は、残存期間に基づく区分ごとに市場金利(LIBOR、SWAP)を用いております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	16

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

最 近 の 業 績

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	15,726	6,700	—	—
有価証券	1,836	14,797	13,765	12,344
満期保有目的の債券	—	603	800	7,600
その他有価証券のうち満期のあるもの	1,836	14,194	12,965	4,744
貸出金(*)	11,325	10,632	7,490	7,526
金融資産計	28,887	32,129	21,255	19,870

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) その他の有利子負債の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	97,789	6,999	1	55
金融負債計	97,789	6,999	1	55

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

23. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国債券	1,103	1,181	78
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国債券	7,900	7,668	△231
合 計		9,003	8,849	△153

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	2,080	1,662	417
	債 券	20,157	19,787	369
	国 債	2,209	2,142	67
	地 方 債	2,439	2,282	156
	社 債	15,507	15,362	145
	外国債券	3,078	3,057	20
	そ の 他	118	107	11
	小 計	25,434	24,615	818
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	672	739	△66
	債 券	4,217	4,243	△26
	国 債	1,487	1,505	△18
	地 方 債	—	—	—
	社 債	2,730	2,737	△7
	外国債券	2,756	2,820	△63
	そ の 他	4,330	4,735	△405
	小 計	11,977	12,539	△561
合 計		37,412	37,155	257

(注) 上記には時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は含めておりません。

24. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	774	253	6
合 計	774	253	6

26. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価を5割以上下回った場合と定めており、時価が取得原価を3割以上下回った場合には、回復する見込みがないものについて減損処理を行うこととしております。

27. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,893百万円であります。なお、これらの契約には、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。さらに、これらの契約のうち、カードローンについては全額保証会社の保証付、総合口座については全額定期預金担保となっており、その他の当座貸越については必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている金庫内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

28. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりです。

繰延税金資産	
貸倒引当金	657 百万円
役員退職慰労引当金	14
退職給付引当金	14
減損損失	34
貸出金未収利息	10
資産除去債務	2
睡眠預金払戻損失引当金	0
その他	6
繰延税金資産小計	740
評価性引当額	△ 342
繰延税金資産合計	398
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 71
繰延税金負債合計	△ 71
繰延税金資産の純額	326



最近の業績

●損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額	
	第 69 期 自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日	第 70 期 自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日
経常収入	1,574,224	1,695,532
資金運用収入	1,283,803	1,297,178
貸出金利	801,207	767,455
預け証金利息	19,610	17,870
有価証券の受入配当金	451,862	499,465
役務の引替等手数料	11,122	12,387
受託の他の業務	114,015	107,497
その他の債権	74,705	67,141
その債権の売却	39,310	40,356
その債権の売却	72,871	6,585
その債権の売却	63,030	—
その債権の売却	9,841	6,585
その債権の売却	103,532	284,270
その債権の売却	1,932	19,284
その債権の売却	92,367	253,162
その債権の売却	9,232	11,823
経常費用	1,248,120	1,393,964
資金調達費用	27,667	23,750
貸付の補てん金	24,451	20,226
役務の引替等手数料	3,073	3,392
支払の他の業務	142	132
その他の通商	47,283	46,809
その他の通商	24,357	23,308
その他の通商	22,925	23,500
その他の通商	74	1,244
その他の通商	73	1,244
その他の通商	1	0
経常費用	1,132,499	1,117,438
人物税	764,742	766,102
その他の経常費用	345,456	334,526
貸倒引当金	22,299	16,808
貸倒引当金	40,596	204,721
貸倒引当金	37,568	95,109
貸倒引当金	640	102,901
貸倒引当金	—	6,397
貸倒引当金	2,387	311
経常利益	326,103	301,568
特別利益	360	—
特別損失	360	—
固定資産処分損失	65	24,755
固定資産処分損失	65	4
固定資産処分損失	—	24,751
税法上の法人税	326,398	276,812
法人税	72,720	91,582
法人税	147,118	86,385
法人税	219,839	177,968
法人税	106,559	98,843
法人税	62,512	62,320
法人税	169,071	161,164

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益金額は245円10銭であります。
3. 当期において上越市内、営業用店舗1ヶ所の建物について減損損失を計上しております。
営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をそれぞれグループの最小単位としております。本部等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。
営業利益減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により1ヶ所の帳簿価格を回収可能価格まで減損し、当該減少額24,751千円を減損損失として特別損失に計上しております。
なお、当該資産の回収可能額は、正味売却価格により測定しており、「不動産鑑定評価基準」等に基づき算定しております。

●剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第 69 期 (平成29年3月末)	第 70 期 (平成30年3月末)
当期未処分剰余金	169,071,622	161,164,777
繰越金(当期首残高)	62,512,161	62,320,979
当期純利益	106,559,461	98,843,798
剰余金処分額	106,750,643	107,374,849
利益準備金	740,000	1,329,000
出資配当金	(年3%) 6,010,643	(年3%) 6,045,849
特別積立金	100,000,000	100,000,000
繰越金(当期末残高)	62,320,979	53,789,928

● リスク管理債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況

1. 破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当金の引当・保全状況 (単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
破 綻 先 債 権 額 (A)	342	325
延 滞 債 権 額 (B)	2,143	2,145
合 計 (C) = (A) + (B)	2,485	2,471
担 保 ・ 保 証 額 (D)	1,120	1,071
回収に懸念がある債権額(E) = (C) - (D)	1,365	1,399
個 別 貸 倒 引 当 金 (F)	1,365	1,399
同引当率 (G) = (F) / (E)	100.00	100.00

2. 3カ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況 (単位：百万円、%)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
3 カ月以上延滞債権額 (H)	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額 (I)	142	274
合 計 (J) = (H) + (I)	142	274
担 保 ・ 保 証 額 (K)	21	16
回収に管理を要する債権額 (L) = (J) - (K)	120	257
貸 倒 引 当 金 (M)	32	31
同 引 当 率 (N) = (M) / (L)	26.52	12.12

3. リスク管理債権の合計額 (単位：百万円)

区 分 \ 年 度	平成28年度	平成29年度
(C) + (J)	2,628	2,745

(注) 1. 「破綻先債権」(A) とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ① 更生手続開始の申立てがあった債務者
- ② 再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③ 破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④ 特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤ 手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2. 「延滞債権」(B) とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ① 上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ② 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3. 「3カ月以上延滞債権」(H) とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

- 「貸出条件緩和債権」(I) とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
- なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
- 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

●金融再生法開示債権及び金融再生法開示債権保全状況

1. 金融再生法開示債権

(単位：百万円)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,347	1,370
危 険 債 権		1,195	1,151
要 管 理 債 権		142	274
正 常 債 権		38,325	37,848
合 計		41,010	40,645

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

2. 金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	年 度	平成28年度	平成29年度
金融再生法上の不良債権 (A)		2,684	2,797
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		1,347	1,370
危 険 債 権		1,195	1,151
要 管 理 債 権		142	274
保 全 額 (B)		2,595	2,570
貸 倒 引 当 金 (C)		1,449	1,482
担 保 ・ 保 証 等 (D)		1,146	1,088
保 全 率 (B) / (A)		96.69	91.90
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C) / ((A) - (D))		94.22	86.73

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計金額です。

自己資本の充実の状況等

●自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目		平成 28 年度	経過措置による 不算入額	平成 29 年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		6,323		6,417	
うち、出資金及び資本剰余金の額		201		202	
うち、利益剰余金の額		6,127		6,220	
うち、外部流出予定額 (△)		6		6	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		176		159	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		176		159	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45% に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		6,499		6,576	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		7	5	10	2
うち、のれんに係るものの額		—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		7	5	10	2
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		—	—	—	—
適格引当金不足額		—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—	—
前払年金費用の額		—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額		—	—	—	—
特定項目に係る 10% 基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
特定項目に係る 15% 基準超過額		—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)		7		10	
自己資本					
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)		6,491		6,566	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		38,035		40,803	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		5		2	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）		5		2	
うち、繰延税金資産		—		—	
うち、前払年金費用		—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		—		—	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8% で除して得た額		2,707		2,573	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)		40,742		43,376	
自己資本比率					
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		15.93%		15.13%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する融資等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況等

●自己資本の充実度に関する事項

自己資本の充実度に関する評価方法

当金庫は、これまでに収益力強化による内部留保の積上げを行うことにより自己資本を充実させてまいりました。これにより平成 30 年 3 月末の自己資本比率は15.13%となり、国内のみで業務を行う金融機関の基準である 4 %を大きく上回っていることから経営の健全性・安全性は充分保たれていると評価しております。

また、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。

(単位：百万円)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計 (A)	38,035	1,521	40,803	1,632
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,879	1,515	40,716	1,628
ソブリン向け	611	24	549	21
金融機関向け	9,965	398	11,725	469
法人等向け	14,689	587	15,542	621
中小企業等・個人向け	4,409	176	4,066	162
抵当権付住宅ローン	624	24	584	23
不動産取得等事業向け	138	5	103	4
3ヵ月以上延滞等	479	19	486	19
取立未済手形	2	0	2	0
出資等	2,617	104	3,255	130
上記以外	4,342	173	4,398	175
証券化エクスポージャー	—	—	—	—
オフ・バランス取引等項目 信用リスク・アセット	70	2	78	3
オペレーショナル・リスク (B)	2,707	108	2,573	102
単体総所要自己資本額計 (A)+(B)	40,742	1,629	43,376	1,735

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4 %
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスクは、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\langle \text{オペレーショナル・リスク (基礎的手法) の算定方法} \rangle}{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4 %

●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針

当金庫では、資産の自己査定を行うことにより、リスクを適切に把握・管理し、健全かつ適正な与信構造の構築に努める方針です。

管理部に資産査定課を設けると共に資産査定委員会を独立組織し、資産の健全性堅持に万全を期しております。また、審査部は営業部門から独立し、厳正な審査に努めると共に、公共性・成長性・安全性・収益性・流動性の5原則を踏まえ、融資審査基準に基づいた審査を行っております。

なお、特定の業種や大口取引に偏らない小口多数取引に心掛け、リスクの分散に努めていますが、万一、損失が発生した場合、或いは、将来、損失の発生が予想される場合には、法令や内部規程等に基づき適切で厳格な償却・引当を実施しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

保有する資産の一部（有価証券）について、以下の4社をリスク・ウェイトの判定に使用しています。

- ① 株格付投資情報センター (R&I)
- ② 株日本格付研究所 (JCR)
- ③ ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ④ スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

自己資本の充実の状況等

1. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						3 ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
			貸 出 金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券			
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
国 内	97,287	96,449	41,010	40,645	27,129	24,005	1,707	1,766
国 外	13,016	14,817	—	—	13,016	14,817	—	—
地 域 別 合 計	110,303	111,267	41,010	40,645	40,145	38,823	1,707	1,766
製 造 業	5,666	5,565	1,738	1,570	2,592	2,586	7	7
農 業 ・ 林 業	125	115	125	115	—	—	—	—
漁 業	0	—	0	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,854	5,029	4,854	4,529	—	500	92	117
電気、ガス、水道、熱供給業	1	1,201	1	1	—	1,200	—	—
情 報 通 信 業	404	2,085	248	221	—	1,714	—	—
運 輸 業	2,756	1,465	501	506	2,026	726	—	—
卸売業・小売業	3,630	4,300	3,552	3,116	—	1,109	20	25
金融業・保険業	48,046	50,271	4,345	5,095	22,095	20,752	—	—
不 動 産 業	2,449	3,971	2,055	2,100	—	1,496	24	24
宿 泊 業	4,635	4,685	4,635	4,685	—	—	1,483	1,496
飲 食 業	346	366	346	366	—	—	17	36
教育・学習支援業	71	69	71	69	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	1,927	1,962	1,927	1,962	—	—	—	—
その他のサービス	6,006	2,790	1,184	910	4,601	1,498	41	38
小 計	80,925	83,881	25,590	25,252	31,316	31,583	1,685	1,746
地 方 公 共 団 体	18,792	16,667	6,570	6,327	8,829	7,240	—	—
個 人	8,849	9,064	8,849	9,064	—	—	21	20
そ の 他	1,737	1,654	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	110,303	111,267	41,010	40,645	40,145	38,823	1,707	1,766
1 年 以 下	31,861	25,192	12,391	11,325	6,909	1,836		
1 年 超 3 年 以 下	15,780	20,310	6,289	6,317	4,491	7,293		
3 年 超 5 年 以 下	11,859	11,817	4,745	4,313	7,114	7,257		
5 年 超 7 年 以 下	10,767	9,551	3,428	3,262	7,339	5,916		
7 年 超10 年 以 下	5,829	11,701	3,148	4,226	2,681	4,565		
10 年 超	18,707	19,480	7,096	7,526	11,611	11,954		
期間の定めのないもの	15,500	13,213	3,913	3,676	—	—		
残存期間別合計	110,303	111,267	41,010	40,645	40,145	38,823		

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「3 ヶ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」には、業種別に分類することが困難なエクスポージャー（現金、未決済為替貸、有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産、オフバランス取引等）が含まれております。
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成28年度	230	176	—	230	176
	平成29年度	176	159	—	176	159
個別貸倒引当金	平成28年度	1,495	1,417	170	1,325	1,417
	平成29年度	1,417	1,450	78	1,338	1,450
合 計	平成28年度	1,726	1,593	170	1,556	1,593
	平成29年度	1,593	1,610	78	1,515	1,610

3. 貸出金償却額

(単位：千円)

平成28年度	640
平成29年度	97,901

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業・林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業・採石業 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	143	45	45	42	101	4	41	40	45	42	—	0
電気・ガス・水道 熱 供 給 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業	6	8	8	11	2	2	4	5	8	11	0	37
金融業・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	101	102	102	108	0	0	100	105	102	108	—	—
宿 泊 業	1,211	1,226	1,226	1,256	62	67	1,149	1,158	1,226	1,256	0	54
飲 食 業	5	9	9	9	0	0	4	8	9	9	—	—
教育・学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療 ・ 福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 業 サ ー ビ ス 業	23	21	21	19	2	2	20	18	21	19	—	5
地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	4	4	4	1	—	—	4	1	4	1	—	—
合 計	1,495	1,417	1,417	1,450	170	78	1,325	1,338	1,417	1,450	0	97

(注) 1. 当金庫は、国内に限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

5. リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	平成28年度			平成29年度		
		格付適用有り	格付適用無し		格付適用有り	格付適用無し
0 %	21,129	7,743	13,385	20,319	6,914	13,405
10 %	4,091	1,603	2,488	4,376	2,197	2,178
20 %	42,444	40,904	1,539	41,755	41,208	547
35 %	1,799	—	1,799	1,700	—	1,700
50 %	11,238	10,492	745	10,968	10,116	851
75 %	8,389	—	8,389	7,753	—	7,753
100 %	21,196	5,094	16,102	24,341	7,945	16,395
150 %	15	—	15	52	—	52
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合 計	110,303	65,838	44,465	111,267	68,383	42,884

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りです。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。

● 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

(1) 適格金融資産担保

定期性預金を担保としている貸出金については、担保額を信用リスク削減額としています。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としています。

お客様から担保をいただく際には、説明義務を果たす一方、融資に際しては過度に担保に依存しない審査に努めています。

(2) 貸出金と自金庫預金との相殺

ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺しています。相殺に使用する預金の種類は定期性預金とし、信用リスク削減額については、満期日が貸出金の期限を超える預金について相殺しています。

(3) 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び(一社)しんきん保証基金が保証している保証債権(保証されている部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウェイトに代えて当該保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
			平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度	平成28年度	平成29年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー			1,581	1,420	6,211	5,613	—	—
ソ ブ リ ン 向 け			—	—	1,283	527	—	—
金 融 機 関 向 け			—	—	—	—	—	—
法 人 等 向 け			537	483	771	560	—	—
中小企業等・個人向け			875	769	3,474	3,595	—	—
抵当権付住宅ローン			0	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け			—	—	—	—	—	—
3 ヶ 月 以 上 延 滞 等			—	—	—	—	—	—
上 記 以 外 (個 人)			167	167	682	930	—	—

- (注) 適格金融資産担保については簡便手法を用いています。

自己資本の充実の状況等

● 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

● 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

● 出資等エクスポージャーに関する事項

銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、経営体力や管理能力等に見合った株式等の運用に心掛け、リスク管理の徹底により適正な収益を確保する方針です。

株式等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に被るリスク（価格変動リスク）を伴いますが、保有する株式等については銘柄ごとに定期的に評価額を把握するとともに、評価額が著しく下落した場合には内部規定に基づき適切に処理することとしています。また、価格変動リスクについてはその他のリスクと共に ALM 委員会への報告事項としています。

1. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成28年度		平成29年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,328	2,328	2,575	2,575
非上場株式等	697	697	699	699
合 計	3,025	3,025	3,275	3,275

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上場株式等には、信金中央金庫の優先出資証券が含まれております。
3. 非上場株式等には、信金中金出資金及びその他出資金が含まれております。

2. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
売 却 益	92	253
売 却 損	—	6
償 却	—	—

3. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	平成28年度	平成29年度
評 価 損 益	354	346

4. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

● 金利リスクに関する事項

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、貸出金、預金、有価証券等の資産・負債が、市場金利の変動（金利ショック）によって受ける現在価値の変動や、将来の収益に影響を受けるリスクをいいます。当金庫ではこれらについて定期的に計測を行い、必要に応じて対策を講じるとともに ALM 委員会へ報告する体制として、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めています。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

開示している金利リスク量は、有価証券については過去の金利変動データに基づき統計処理によって求められた金利変動幅を使用して算定した金利リスク量、また、有価証券以外の科目については市場金利が変動した場合に受ける金利リスク量です。

具体的には、有価証券では、保有期間1年、過去5年間の観測期間で計算される金利変動の99パーセンタイル値による金利リスク量、また、有価証券以外の科目については、市場金利が2%上昇した場合に受ける金利リスク量です。

自己資本の充実の状況等・報酬体系

また、要求払預金の金利リスク量は、明快な金利改定期間がなく、お客様のご要望により随意払い出される要求払預金のうち、引き出されことなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、その期末残高の50%相当額を平均残存期間2.5年として金利リスク量を算出しています。

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成28年度	平成29年度		平成28年度	平成29年度
貸 出 金	214	478	定期性預金	20	129
有価証券等	660	1,203	要求払預金	33	94
預 け 金	6	41	そ の 他	—	—
そ の 他	—	—	調達勘定 計	53	223
運用勘定 計	880	1,723			
銀行勘定の金利リスク	827	1,500			

● オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクには、事務リスクとシステムリスクがあります。事務リスクとは事務処理の過程で発生する事故や不正等により損失を被るリスクです。当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行う方針です。

また、システムリスクとはコンピュータシステムやネットワークシステムにおける誤作動や災害、不正使用等により損失を被るリスクです。業務のIT化が進展する中、当金庫ではシステムが常に適正に稼動するよう管理体制を整備していく方針です。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しています。

■ 報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 平成29年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	58

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。

(注) 2. 上記の内訳は、「基本報酬」47百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「退職慰労金」は、当年度に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第3条第1項第3号及び第5号並びに第2項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成29年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、平成29年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成29年度において対象役員が受ける報酬額と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

- ・平成28年度及び29年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、龍崎則久公認会計士及び紙野愛健公認会計士の監査を受けております。

●会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書 平成30年5月21日 新井信用金庫 理事会 御中 龍崎則久公認会計士事務所 公認会計士 龍崎 則 久 ㊞ 紙野愛健公認会計士事務所 公認会計士 紙 野 愛 健 ㊞ 私たちは、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新井信用金庫の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び注記並びにその附属明細書について監査を行った。 計算書類等に関する経営者の責任 経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 監査人の責任 私たちの責任は、私たちが実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。 監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私たちの判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私たちは、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。 私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 監査意見 私たちは、上記の計算書類及びその附属明細書が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。 利害関係 金庫と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

●監事会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書 平成30年6月4日 新井信用金庫 理事長 鴨 井 文 夫 殿 新井信用金庫 常勤監事 飯 川 昭 治 ㊞ 監 事 田地野 庄一郎 ㊞ 私達監事は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第70期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。 1. 監査の方法及びその内容 各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書について検討いたしました。 さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を監査に関する品質管理基準等に従って整備している旨の通知を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。 2. 監査の結果 (1) 業務報告等の監査結果 一 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。 三 内部統制システムに関する理事の職務の執行については、指摘すべき事項は認められません。 (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人公認会計士龍崎則久氏、同紙野愛健氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。 以 上 (注)監事 田地野庄一郎は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

●確認書

平成29年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。 平成30年6月22日	新 井 信 用 金 庫 理 事 長 鴨 井 文 夫
--	--

地域密着型金融推進計画の進捗状況

● 地域密着型金融の取組みについて（平成29年4月～30年3月）

平成29年度の地域密着型金融の取組みにおいては、「1. ライフサイクルに応じた取引企業の支援強化」「2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底」「3. 持続可能な地域経済への貢献」等の推進に、引き続き積極的に取り組んでまいりました。

具体的な取組み内容

1. ライフサイクルに応じた取引企業の支援強化

・経営改善支援

地域の発展には、地元の中小企業が健全に存続し発展していくことが重要であり、信用金庫は地元の発展、地域中小企業の発展について、使命共同体として役割を果たしていくことが必要であります。

企業の経営改善支援にあたっては、決算書、試算書などの表面的な計数のみで判断することなく、企業の技術力、地域力、経営者の考え、業況等を勘案した上で、勘定科目の中身を把握し、取引先個々の問題点を洗い出し、その上で取引先経営者とともに、事業改善計画、収支計画を策定し、将来に亘り継続安定したキャッシュフローが確保できるよう取引先経営者と一体となり経営改善に取り組んでおります。

平成29年度は、重点支援対象先54先を選定し、金融円滑化対象先も含めてP.D.C.Aサイクルにより経営改善を行った結果、1先（要注意先から正常先）のランクアップが図られました。

平成29年度は重点対象先及び金融円滑化対象先各々に適した改善支援に努める事が出来たと認識しております。金融円滑化法の期限到来後も従来通りモニタリングの徹底を図り企業の実態把握に努め、継続的にきめ細かい指導や、条件緩和等、柔軟な姿勢でサポートに取り組んでまいります。

・事業再生支援

地域経済の回復が期待されている中、地域経済を支える中小企業の事業再生を支援することにより、取引先の資源生産性の向上、新たな付加価値を創出するため、事業再生に取り組んでおります。

今後も、地元企業の存続を図るため、企業実態の把握に努め、対象企業に適した事業譲渡などの手法を用い企業再生への支援に取り組んでまいります。

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

・中小規模事業者の資金ニーズに対するきめ細やかな対応

交流人口の増加が期待された北陸新幹線開業効果は、駅前開発が本格化し、今後の地域経済へ活性化が期待されています。アメリカ・北朝鮮の影響による円や株価の不安定な動きの中、タイムリーな資金供給が求められております。

顧客への訪問活動により、取引先とのコミュニケーションを図り、資金繰りだけでなく営業面、経営相談のもと、財務諸表にとらわれない企業の実態を把握し、きめ細かい事業性評価による与信判断に努めております。

29年度も新潟県セーフティネット資金、長野県中小企業振興資金、プロパー資金、その他小口零細企業保証制度資金、季節資金、特別融資「企業成長支援資金」「創業支援資金」等にて、企業への積極的且つきめ細やかな対応により、円滑な資金供給が図られたと評価しております。依然として地域経済は厳しい状況が続いており、条件変更と合わせて再度の資金ニーズの要望に対しキャッシュフローとのバランスを考え、柔軟に対応していく方針であります。

・目利き機能の発揮に向けた取組み

企業の将来性や技術力を的確に評価できる能力、いわゆる「目利き力」の養成、創業・新事業の将来性を見極めや、コンサルティングのできる人材の育成を図るため、引き続き、(一社)全国信用金庫協会、(一社)関東信用金庫協会の開講する「目利き力養成講座」「融資法務講座」「企業再生支援講座」「企業分析講座」「事業性評価力強化講座」「融資審査・管理講座」等、外部研修への参加や、外部講師との同行訓練等を通じ人材の育成に努めております。

又、市、町、商工会議所、商工会、中小企業支援センター等への訪問による情報交換の実施と、日本政策金融公庫との業務連携により企業の持つ技術力、特色、将来性等を見極める能力の向上が図られており、新分野の進出、新事業の創出の融資に繋がっております。

3. 持続可能な地域経済への貢献

・取引先に対する情報の提供、経営相談、ビジネスマッチング

中小企業に対する情報の提供、経営相談、ビジネスマッチングのために「新井しんきんビジネスクラブ」「若手経営者新信会」を組織しており、平成29年度は新井しんきんビジネスクラブ主催による経営セミナー「3年後の飛躍に向けたマーケティング講座」を3回にわたり開催するなど継続した情報提供、ビジネスマッチング等の支援を行っております。

NICO主催の「食の大商談会」に地元企業4社出展し商談会を行いました。

・環境保全

環境問題への取組みが叫ばれている中、地域環境・地球環境を保全し、次世代に引き継ぐため、環境問題に積極的に取組み、全店が「エコアクション21」の認証・登録の継続が認められました。

今後も環境問題に関心を持ち、地域環境・地球環境の保全に引続き取り組んでまいります。

地域金融円滑化の取組み

■ 地域金融円滑化のための基本方針

新井信用金庫は、平成 25 年 3 月末に金融円滑化法の期限が到来しましたが、その後も対応方針に何ら変わりなく、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化の実施に向けた管理態勢

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、金融円滑化に係る管理方針、管理規定を定めて以下の態勢のとおりとしております。

- ① お客様の新規融資や条件変更等のお申込みに対しては、お客様の経営実態等を踏まえて、適正な審査を行ってまいります。
- ② お客様の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関する適切な支援を行ってまいります。
- ③ お客様との与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）のご相談・お申込みに対し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行ってまいります。
- ④ お客様からの与信取引に係る問い合わせ、相談、要望及び苦情への対応を適切に実施してまいります。
- ⑤ お客様の事業価値を見極め、金融円滑化の取組みを実効的に進めるため、職員の目利き力向上に努めてまいります。
- ⑥ 金融円滑化の取組みに対し適切な対応を図るために必要な施策を適切に行ってまいります。
- ⑦ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づいた適切な対応を図ってまいります。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

〔債務者が中小企業者である場合〕 法第 4 条に基づく措置の実施状況 (単位：件、百万円)

	平成 26 年 9 月末		平成 27 年 3 月末		平成 27 年 9 月末		平成 28 年 3 月末		平成 28 年 9 月末		平成 29 年 3 月末		平成 29 年 9 月末		平成 30 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	3,210	19,923	3,452	21,013	3,723	22,327	4,007	23,681	4,287	25,264	4,571	26,885	4,856	28,603	5,126	30,164
うち、実行に係る貸付債権	3,183	19,638	3,425	20,728	3,674	21,703	3,971	23,283	4,257	24,974	4,542	26,597	4,816	28,274	5,097	29,876
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	1	3
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	22	339	9	113	3	5	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	27	284	27	284	27	284	27	284	27	284	28	284	28	284	28	284
うち、保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権	221	1,982	227	2,005	238	2,096	253	2,185	257	2,205	267	2,309	272	2,341	278	2,362
うち、保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	1	3	1	3

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕 法第 5 条に基づく措置の実施状況 (単位：件、百万円)

	平成 26 年 9 月末		平成 27 年 3 月末		平成 27 年 9 月末		平成 28 年 3 月末		平成 28 年 9 月末		平成 29 年 3 月末		平成 29 年 9 月末		平成 30 年 3 月末	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込み	19	158	19	158	21	174	21	174	22	197	23	205	23	205	23	205
うち、実行に係る貸付債権	17	145	17	145	19	161	19	161	20	184	21	192	21	192	21	192
うち、謝絶に係る貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13	2	13

総代会制度

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係がなく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、利用者満足度調査を実施するなど日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

2. 総代とその選任方法

- (1) 総代の任期・定数
。総代の任期は3年です。 。総代の定数は90人で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- (2) 総代の選任方法
総代は、会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次により選任されます。
①会員の中から総代候補者選考委員を選任する。 ②その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③その総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる)

3. 総代候補者選考基準

- ①資格要件。当金庫の会員であること
- ②適格要件。総代としてふさわしい見識を有している人 。良識をもって正しい判断ができる人 。人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解し、金庫経営ならびに事業発展に協力的な人 。その他総代選考委員が適格と認めた人

4. 第70期 通常総代会の決議事項

- 第70期定時総代会（平成30年6月22日）において、次の事項が付議されました。
- 第1号議案 第70期（平成29年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
 - 第2号議案 剰余金処分案承認の件：原案通り承認されました。
 - 第3号議案 定款一部変更の件：原案通り承認されました。
 - 第4号議案 会員除名の件：原案通り承認されました。
 - 第5号議案 理事1名選任の件：橋詰誠一が選任され就任しました。
 - 第6号議案 監事1名選任の件：尾島弘恵が選任され就任しました。
 - 第7号議案 退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件：原案通り承認されました。
 - 第8号議案 総代の任期制の件：原案通り承認されました。
 - 第9号議案 総代候補者選考委員選任の件：原案通り承認されました。

5. 総代の氏名：(注)丸数字は総代の就任回数

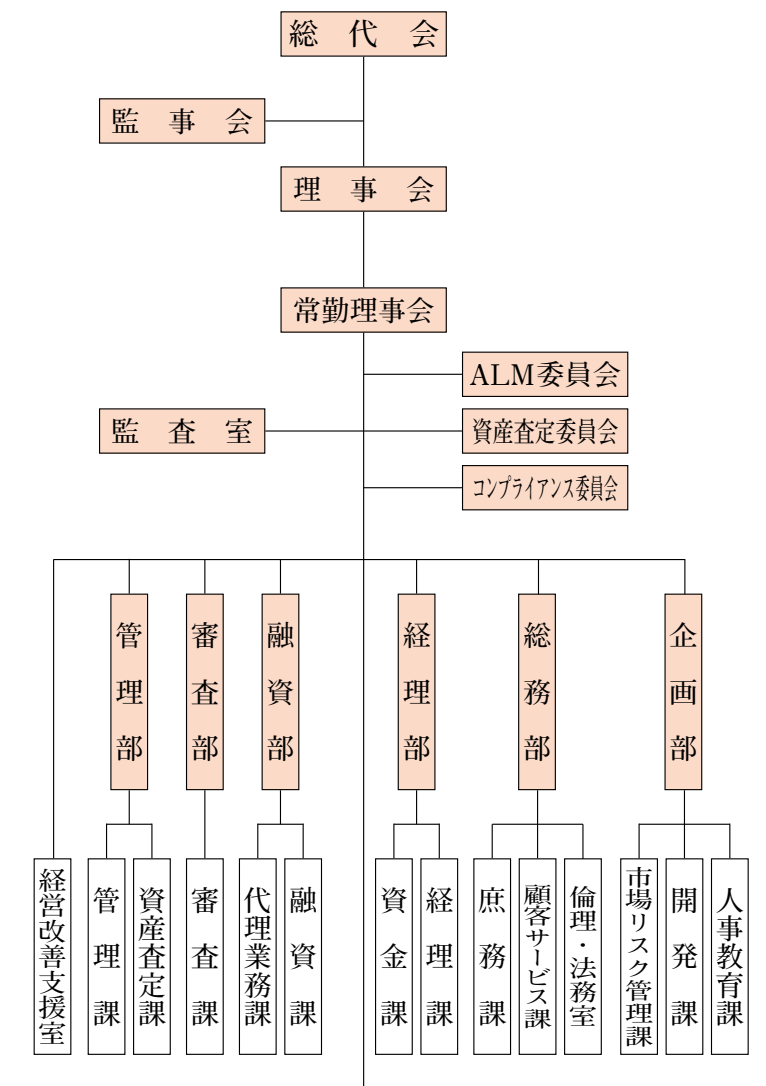
選任区域	人数	氏 名					
1 区	7 名	河野正一郎④	建入 英一④	小島 義一③	金子 康秀③	矢崎 賢一①	嶺村 康弘③
		雲田 俊夫①					
2 区	8 名	堀川 嘉夫⑨	和田 光司④	滝坂 康史②	岡田 巖⑦	太田 恵久②	田中 義之①
		山本 一久⑧	池田 哲郎⑥				
3 区	11 名	宮下 武⑩	西脇 治雄⑦	小島 幸代④	須崎 正彦②	中田 清一②	和田 知成⑤
		堀 俊幸⑪	樗沢 範明④	堀 秀隆⑧	保坂 武司⑧	長谷川 覚①	
4 区	7 名	竹内 勉⑨	太田 憲一⑤	古川 重成④	石曾根公二④	炭田 秀昭⑪	大野 正信⑤
		東條 邦昭⑭					
5 区	21 名	霜鳥 匡志⑦	岩崎 庄治⑤	中多 俊一⑤	樗沢 秀久③	久保 栄⑩	浜田 恭次⑤
		岡本 鉄朗④	木田 勝朗④	川上 一郎②	望月 利一①	石田宇一郎⑭	野本 和博⑬
		荒井金之助⑫	山川 久隆⑩	武 和男⑤	竹田 宗一②	加藤 正浩①	丸山 善宏①
		北村 正春⑨	村越 昭文②	関根 正明②			
6 区	13 名	岡田 道雄⑫	橋詰 誠一⑨	陸川 一郎⑤	小嶋 靖夫⑤	早津 三郎②	桐山 明洋②
		山岸 正勇⑩	島田 俊夫⑨	小川 正雄⑤	木村 孝貴④	宮下 恒一②	石塚 賢⑥
		富村 静一④					
7 区	20 名	山川 関夫⑨	小林 修一⑧	小林 清一⑦	間瀬 雄彦⑤	池田 昭雄⑤	関 郁雄③
		佐藤 義博②	若月 新一①	中田 正④	猪又 史博⑥	杉澤 多一⑥	風間世志夫②
		大島 久利②	関間 厚⑩	金子 忍⑩	大島 堅一⑧	古江 和夫⑤	横田 正雄④
		山田 保幸④	水澤 俊彦①				

6. 総代属性等別構成比

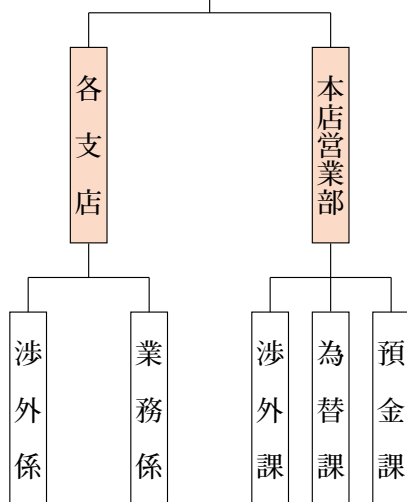
- 職業別：法人・法人代表者78%、個人事業主12%、個人10%
年代別：70歳代以上41%、60歳代44%、50歳代12%、40歳代3%
業種別：建設業31%、小売業24%、サービス業11%、製造業9%、卸売業8%、飲食業3%、不動産業2%
(注)業種別の構成比は、法人・法人代表者及び個人事業主に限る

組織図・役員

■本部



■営業店



■役員

会長	横山孝雄
理事長	嶋井文夫
常務理事	島田信美
常勤理事	丸山利之
常勤理事	阿部直樹
理事	大嶋文夫
理事	橋詰誠一
常勤監事	飯川昭治
監事	田地野庄一郎
監事	松村雄司
監事	尾島弘恵

※上記の役員のうち

職員外理事

大嶋文夫、橋詰誠一

員外監事

田地野庄一郎

■会計監査人

龍崎公認会計士事務所

公認会計士 龍崎 則久氏

紙野公認会計士事務所

公認会計士 紙野 愛健氏

(平成30年6月末現在)

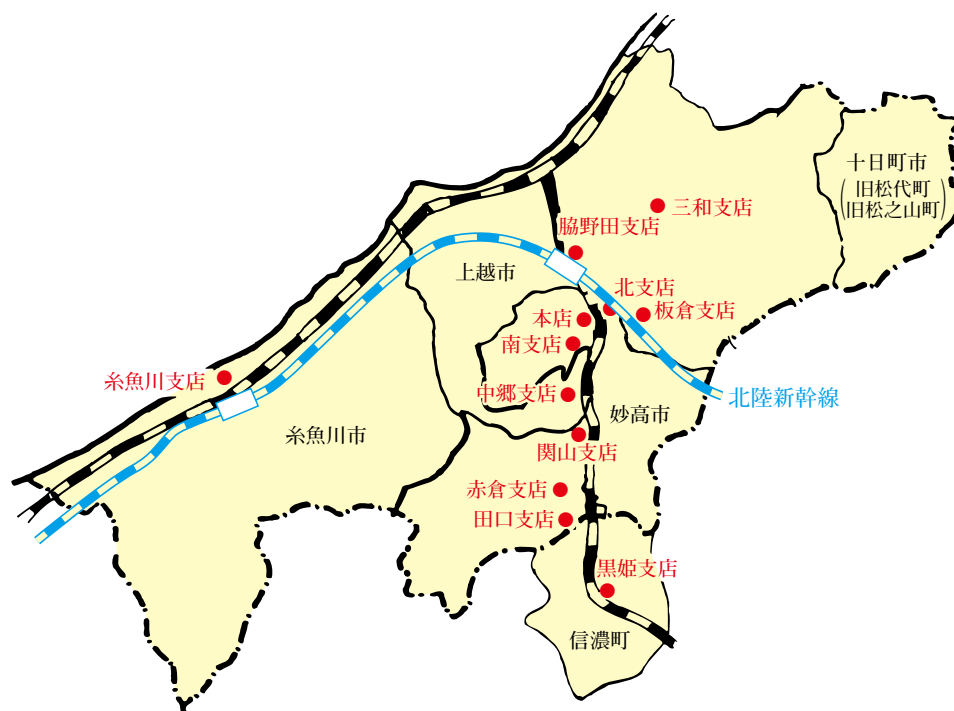


●新井しんきんのあゆみ

昭和23年	市街地信用組合法による信用組合設立
25年	協同組合法による信用協同組合の事業開始
27年	信用金庫法による信用金庫となる
28年	田口支店開設
33年	総預金量 2 億円、会員数 2,178 名
39年	赤倉出張所開設、42年支店に昇格
40年	長野県信濃町営業地区認可
43年	総預金量 44 億円、会員数 4,155 名 創立 20 周年 本店新築落成
44年	上越市、糸魚川市、東頸城、西頸城営業認可
46年	黒姫支店開設
49年	糸魚川支店開設
50年	第一次オンライン開始
53年	創立 30 周年記念事業実施 青少年図書充実基金として 1,000 万円寄付 総預金量 218 億円、会員数 5,592 名
55年	脇野田支店開設
57年	中郷支店開設
58年	日本銀行取引開始、第二次オンライン開始 青少年図書充実基金に 1,000 万円追加寄付
59年	国債窓販取扱開始 南支店開設
61年	松下電子新井工場に店外 CD 設置
63年	関山支店開設、総預金量 456 億円、会員数 6,778 名
平成元年	第三次オンライン開始 新井ショッピングモール共同店外 CD 設置 定期積金「チャレンジ 21」キャンペーン契約額 40 億円達成
平成 2 年	ATM・CD 稼働時間(平日)延長 8:45～19:00 サンデーバンキング開始(本店)
3 年	新井しんきんビジネスクラブ発足 板倉支店開設、両替商開始、年金相談室開始
4 年	ATM による振込・振替サービス開始
5 年	北支店開設
6 年	夢付き懸賞金付定期預金「よろこび」発売
7 年	中頸城郡三和村、頸城村、大潟町営業地区認可 7.11 水害緊急対策特別融資実施 年金受給者金利 1 % 上乗せ優遇定期「ふくふく」発売 ATM・CD 稼働時間(平日) 8:00～20:00 延長
8 年	本店にエレベーター設置 ATM・CD 祝日稼働開始
9 年	ATM 下町出張所開設 懸賞品付定期積金「夢わくわく」発売
10 年	創立 50 周年記念事業実施 (1)新井頸南行政組合にヘルパー車 9 台寄贈 (2)みなかみの里へ福祉車 1 台寄贈 三和支店開設、総預金量 763 億円、会員数 7,355 名
11 年	テレホンバンキング、休日ローン相談開始
12 年	公認会計士による監査制度を導入 ホームページの立ち上げ、ネットバンキング開始
13 年	保険窓販開始 ATM 稼働時間(平日) 7:00～23:00 延長
14 年	生命保険窓販開始 新潟産業創造ファンドに出資

15 年	リレーションシップバンキング機能強化計画 作成・実施。2 月 IY バンクとの ATM 提携
16 年	リレーションシップバンキング機能強化計画実施 印鑑照会システムの導入
17 年	毎週日曜日ローン相談室を開設
18 年	雪害特別無担保ローン取扱開始、保証協会と提携した 会員向け商品「アローズ」取扱開始、県内統一商品「し んきんキャッスル」取扱開始、少雪対策特別資金取扱 開始、COM サーバー入替
19 年	退職者向け「グッドライフプラン」発売 カードローン「スマイル」取扱開始
20 年	創立 60 周年記念事業実施 (1)妙高市へ障害者相談員支援車輛 1 台寄贈 (2)妙高市社会福祉協議会へケアマネジメント 車輛 2 台寄贈 (3)妙高市障害者施設に大型 TV 寄贈 (4)妙高市、上越市、糸魚川市、信濃町に緑化 事業を支援 (5)商工会議所商工会へ「プレミアム商品券」 の協力金を支援 エコ定期預金、エコ定期積金を発売 緊急保証制度、セーフティネット貸付等の積極的取組
21 年	「エコアクション 21」認証取得、定期積金「チ ャレンジ 21」キャンペーン契約額 48 億円達成、 中小企業金融円滑化のため取組実施
22 年	豪雪対策特別資金、雪害無担保ローン取扱開始、地 震対策特別資金、災害復旧無担保ローン取扱開始
23 年	除雪機ローン取扱、雪害対策相談窓口設置し、 雪害対策特別資金取扱、雪害無担保ローン取扱
24 年	総預金量 1,000 億円達成、改組 60 周年記 念定期預金、記念新活用ローン発売、でん さいネットの取扱開始、通帳記帳相互開放、 経営改新等支援機関に認定
25 年	市場リスク管理課を新設 創立 65 周年記念、エコ定期預金・エコ定 期積金・特活用ローン発売 NISA(少額投資非課税制度)口座の取扱開始
26 年	「チャレンジ 21 定期預金・定期積金」発売 新井商工会議所・妙高商工会・妙高高原商 工会と「創業・新事業支援」の覚書を締結 「北陸新幹線・えちごトキめき鉄道開業」 の記念定期発売
27 年	妙高市と「地方創生に向けた包括提携」と「妙高 市における見守り活動」の 2 分野で協定を締結 日本政策金融公庫と農業分野支援のため CDS(信 用補完制度)に関する基本契約を締結
28 年	妙高市、新井商工会議所など 6 団体の連携 による「妙高市創業支援セミナー」に参画 「はねうま定期預金」「相続定期預金」発売
29 年	新商品「フリーローン(しんきん保証基金保証付 き)」の取扱開始、6 団体連携による「創業支援・ 異業種交流懇談会」を開催、特別融資「企業成長 支援資金」取扱開始、「夢わくわく定期積金」発売、 総預金量 1,048 億円、会員数 7,563 人

■営業地域のご案内



■ATM 設置状況

店 内	本店・南支店・北支店 2 台, 各支店 1 台		計 15 台
店 外	新井ショッピングモールコア共同出張所	1 台	計 3 台
	本店営業部下町出張所	2 台	

※ATM稼動時間【平日】AM7:00～PM11:00 【土・日・祝日】AM8:00～PM9:00

■店舗のご案内

本 店	新潟県妙高市栄町 2-3	☎ 0255 (72) 3101
田 口 支 店	新潟県妙高市大字関川 8-2	☎ 0255 (86) 3151
赤 倉 支 店	新潟県妙高市大字赤倉 448	☎ 0255 (87) 2223
黒 姫 支 店	長野県上水内郡信濃町大字柏原 74-1	☎ 026 (255) 2578
糸魚川支店	新潟県糸魚川市寺町 3 丁目 9 番 7 号	☎ 025 (552) 5566
脇野田支店	新潟県上越市大和 1 丁目 7 番 9 号	☎ 025 (522) 1160
中 郷 支 店	新潟県上越市中郷区板橋 466-1	☎ 0255 (74) 3201
南 支 店	新潟県妙高市学校町 3 番 25 号	☎ 0255 (72) 5128
関 山 支 店	新潟県妙高市大字関山 1673-24	☎ 0255 (82) 2200
板 倉 支 店	新潟県上越市板倉区針 794	☎ 0255 (78) 3321
北 支 店	新潟県妙高市柳井田町 2 丁目 8 番 26 号	☎ 0255 (72) 7770
三 和 支 店	新潟県上越市三和区番町 1713-2	☎ 025 (532) 4530

当金庫のホームページアドレス

<http://www.shinkin.co.jp/arai>

信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目

このディスクロージャー資料は、信金法施行規則第132条及び金融再生法第7条、同規則第5条、第6条に基づくディスクロージャー項目に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに記載しております。

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	41
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	41
(3) 事務所の名称及び所在地	43
2 金庫の主要な事業の内容	9・10・11
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	2・12
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	
① 経常収益	13
② 経常利益又は経常損失	13
③ 当期純利益又は当期純損失	13
④ 出資総額及び出資総口数	13
⑤ 純資産額	13
⑥ 総資産額	13
⑦ 預金積金残高	13
⑧ 貸出金残高	13
⑨ 有価証券残高	13
⑩ 単体自己資本比率	13
⑪ 出資に対する配当金	13
⑫ 職員数	13
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア 業務粗利益及び業務粗利益率	17
イ 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	17
ウ 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	17・18
エ 受取利息及び支払利息の増減	18
オ 総資産経常利益率	18
カ 総資産当期純利益率	18
② 預金に関する指標	
ア 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他預金の平均残高	14
イ 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	14
③ 貸出金等に関する指標	
ア 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	15
イ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	15
ウ 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	15
エ 用途別の貸出金残高	15
オ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	16
カ 預貸率の期末値及び期中平均値	16
④ 有価証券に関する指標	
ア 商品有価証券の種類別の平均残高	19
イ 有価証券の種類別の残存期間別の残高・種類別の平均残高	19・20
ウ 預証率の期末値及び期中平均値	19
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	4
(2) 法令遵守の体制	4
(3) 金融ADR制度への対応	5
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書又は損失金処理計算書	21・22・23・24・25・26・27
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額 。リスク管理債権	
① 破綻先債権に該当する貸出金	28
② 延滞債権に該当する貸出金	28
③ 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	28
④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	28
。金融再生法開示債権	
① 金融再生法開示債権	29
② 金融再生法開示債権保全状況	29
(3) 自己資本の充実の状況等	
① 自己資本調達手段の概要	30
② 自己資本の構成に関する事項	30
③ 自己資本の充実度に関する事項	31
④ 信用リスクに関する事項	31・32・33・34
⑤ 信用リスク削減手法に関する事項	34
⑥ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
⑦ 証券化エクスポージャーに関する事項	35
⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項	35・36
⑨ 銀行勘定における金利リスクに関する事項	36
⑩ オペレーショナル・リスクに関する事項	36
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	
ア 売買目的有価証券	該当なし
イ 満期保有目的の債券	20
ウ その他有価証券	20
エ 子会社、子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの	該当なし
オ 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券	20
② 金銭の信託	19
③ 第102条第1項第5号に掲げる取引 デリバティブ取引	
ア 金利関連取引	該当なし
イ 通貨関連取引	該当なし
ウ 株式関連取引	該当なし
エ 債券関連取引	該当なし
オ 商品関連取引	該当なし
カ クレジットデリバティブ取引	該当なし
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	33
(6) 貸出金償却の額	33
6 報酬体系について	36
7 会計監査人及び監事会の監査の報告	37

子会社及び関連会社等はありません。
国際業務部門は取り扱っておりません。



新井信用金庫

〒944-8601 妙高市栄町2番3号